第15章 環境規制

1. 環境関連法と管轄組織

トルコでは、1996年の EU との間における関税同盟発効以来、EU 基準との調和を進め、諸制度も EU 基準に準拠し始めている。2004年には CE マーキングの導入も始まった。同制度の運用においては EU と異なる面があり、トルコへの輸出業者側で混乱が懸念されたものの、輸入者側の落ち着きある対応が功を奏し、さほどの混乱は生じなかった模様である。

2008 年、EU の環境規制である有害物質使用制限指令(RoHS)が公示され、2009 年 6 月 1 日に施行された。ただし、電気電子廃棄物指令(WEEE)の批准及び国内法制化が進まない状況であった。こうした中、2012 年 5 月、WEEE 及び RoHS 規則が公布され、即日発効された。これに伴い、旧 RoHS 規則は廃止された。WEEE 及び RoHS 規則においては下記の規定が設けられている。

【第5条】

次の6物質を電気電子機器に非含有とする。

水銀 (0.1wt%)

六価クロム (0.1wt%)

PBB (0.1wt%)

PBDE ((0.1wt%)

鉛 (0.1wt%)

カドミウム (0.01wt%)

() 内は最大許容濃度

ただし、附属書において適用除外が27項目設定されている。

【第6条】

適合宣言書を環境・都市計画省に毎年提出させ、宣言登録証を交付する。

【第9条】

製造者(輸入者も含む)の義務は次の通りである。

- a)第5条の順守義務
- b)技術基準適合証明情報、商品を市場に提供した日から 10 年間にわたる書類保管義務
- ç)"Complies with EEE Directive"ラベルの貼付義務
- d)適合宣言書を毎年2月に提出する義務

(出所) ここが知りたい RoHS 指令 中小企業ビジネス支援サイト、鳥越弁護士事務所 提供資料より作成

トルコ版 WEEE&RoHS 規則の適用範囲は、医療機器、監視・制御機器を含む 8 製品群

(カテゴリー)、電球及び家庭用照明器具 31である。規制物質は RoHS 指令と同様の 6 物質 (群)で、規制物質ごとの閾値も同様に設定された。適用除外項目は 27 項目あり、すでに RoHS 指令では除外項目から外されている Deca-BDE (デカブロモジフェニルエーテル) は除外対象とされている。また、製造者の義務には次のような異なる点がある。

- ・ 技術基準適合証明情報、書類を登録後10年間保管する必要がある。
- ・ トルコ版 WEEE&RoHS 規則 9 条 (ç) に規定される「この製品は電気電子機器における特定有害物質の使用制限に関する規則に適合している製品である」旨の表示ラベルをトルコ語で明記する必要がある。英語での表示は不可とされトルコ語で表示しなければならない。
- ・ 同規則の附属書 3 に提示される適合宣言書のフォームに基づき、適合宣言書を毎年 2 月末までに提出することが求められる。同宣言書はすでに前年提出していても毎年更新し提出する必要がある。

2. トルコの環境問題

トルコでは、急激な工業化に伴い大気汚染や海洋汚染等の問題が生じており、工業地帯においても環境汚染の報告がなされている。また都市部においても急速な人口増加は生活排水や一般廃棄物の量的な拡大をもたらし、処理施設等整備が追い付いていない点が指摘される32。

(1) 大気汚染

トルコの大気汚染については、SOx、NOx の排出量が OECD 平均よりも高い水準にある。PM についても、トルコでの観測量は $36.7\,\mu$ g/m3 であるのに対し、隣国であるギリシャやブルガリアは $30\cdot100\,\mu$ g/m3 となっており、高い水準となっている。

(2) 水質汚染

ボスポラス海峡は黒海と地中海を結ぶ海上交通の要衝であるが、幅が最大でも 3700m、最小では 800mと非常に狭く、船舶の衝突事故が多いことが問題となっている。例えば、1994 年 3 月に起きたキプロス籍タンカー船 Nassia 号の衝突・爆発事故は、2 万トンの原油流出を招いた。同様に、1999 年にはロシア籍タンカー船である Volgoneft-248 が原油流出事故を起こしている。こうした原油流出事故に対し、トルコ政府はボスポラス

³¹ 第2条(1)より、EK1/A に下記の10項目が規定されており、詳細はEK1/B に記載されている。1. 大型家電、2. 小型家電、3. 情報・通信機器、4. 消費器具、5. 照明器具、6. 電気・電子機器(大型と固定工業機器を以外)、7. 玩具、娯楽・スポーツ器具、8. 医療機器、9. 監視・制御機器、10. 自動販売機 (鳥越弁護士事務所)

³² 経済産業省「平成 23 年度 海外の環境汚染・環境規制・環境産業の動向に関する調査報告書|

海峡を通行する船舶に対して、危険物質の運搬の報告義務を課した。しかし、1936 年締結のモントルー条約により、ボスポラス海峡における商船の自由航行が保証されているため、報告の確実化には課題が伴っている。

産業排水に関しては対策が進んでおらず、特に染料等の化学物質の利用がある繊維産業での排水処理が問題となっている。

(3) 汚泥汚染

トルコにおける汚泥処理は、散水ろ過や活性汚泥処理などの生物処理から始まり、近年新設されたプラントでは嫌気性安定化法や脱水処理装置など、より高度な設備による処理が始まっている。乾燥された汚泥は埋め立てか農業分野で利用される場合が多い。ただし、トルコの汚泥は TOC (全有機炭素)、DOC (溶存有機炭素)の割合が高いことも問題点として挙げられる。